

特定実験試験局制度

特定実験試験局制度は、電波を用いた実験等を実施するために必要となる無線局(実験試験局)について、総務大臣が公示する周波数・地域・期間・空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準を満たした場合は、免許取得手続きを簡素化する制度。

<通常の実験試験局免許手続きとの比較>



国家戦略特区に対応した特定実験試験局制度の特例措置

特定実験試験局制度の特例措置は、国家戦略特別区域での区域計画に規定する特例事業に該当する場合、免許申請前の段階で申請内容の予備審査を行うことなどにより、免許発給までの手続きを大幅に短縮する措置



福岡市・北九州市特区区域計画に規定する特定実験局制度に関する特例事業の実施事業者

- ①株式会社スカイディスク
- ②株式会社スポーツセンシング
- ③日本コムクエスト・ベンチャース合同会社
- ④株式会社ロジカルプロダクト

※①～③の事業者については、今後無線局開設の申請が提出されしだい免許する予定